

第2章 健康づくり

〔健康福祉〕



第1節 健康で生き生きと暮らせるまち

1. 保健・健康

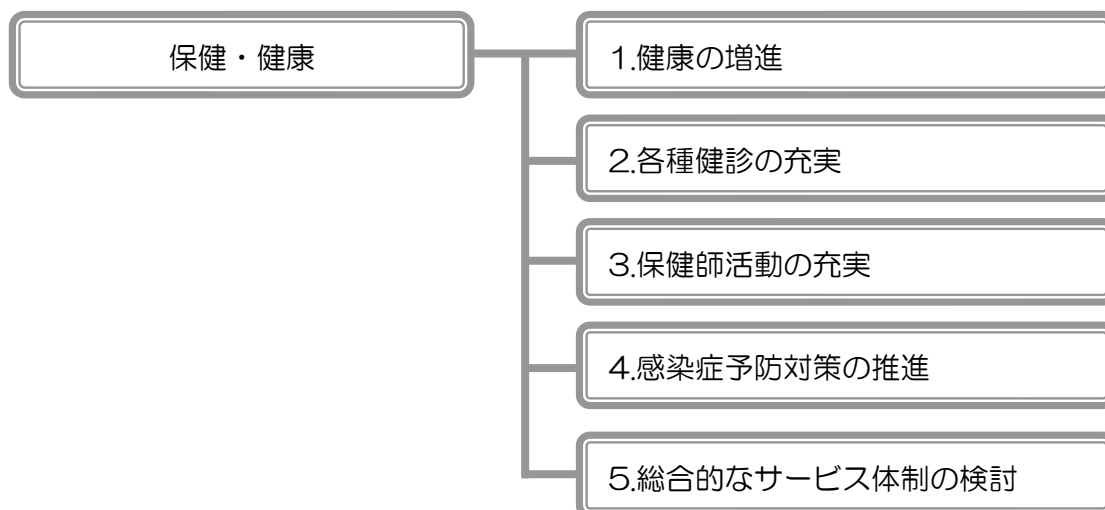
〔現況と課題〕

- 近年、食生活や喫煙・飲酒、運動不足などの生活習慣に起因した、がんや循環器疾患などの疾病、ストレスによる心の病などが増加してきていることから、国では国民の生活習慣の改善など、健康増進による疾病予防に重点を置いた「21世紀における国民健康づくり運動（健康日本 21）※」を推進しています。本町においても生活習慣病の改善や疾病予防など、町民の健康づくりに向けた取り組みを、今後も継続して進めていく必要があります。
- 町民の健康づくりに向けて、意識啓発や各種健診、健康相談などの予防活動を積極的に進めていくとともに、町民の主体的な健康の維持・増進の取り組みへの支援を進めていく必要があります。また、結核や麻しんなどの感染症などの予防のほか、新型インフルエンザなどの新しい感染症への、的確な対応にも取り組んでいく必要があります。

〔基本目標〕

- 町民の健康づくりに関する意識の啓発を図るとともに、町民の主体的な健康づくり活動を促進します。

〔施策の体系〕



※21 世紀における国民健康づくり運動：生活習慣病の予防を目的とし、その大きな原因である生活習慣を改善する運動。

〔施策内容〕

施策名	施策の方針	主な取り組み
1. 健康の増進	・社会構造の変化に対応した健康管理や予防啓発を進めます。 ・食育※推進や個々にあった、運動普及を通じた健康増進を促進します。 ・健康体操や温水施設等を活用した、高齢者の健康づくりを進めます。 ・健康づくり意識の高揚を図ります。	健康増進計画の推進
		指導者の育成
		健康体操の普及
		健康づくり意識の向上
2. 各種健診の充実	・妊産婦から高齢者に至る各年代、性別に応じた健診を進め、疾病予防の機能を高めます。	各種健診事業の推進及びフォロー体制の強化
		正しい疾病予防への理解啓発の推進
3. 保健師活動の充実	・母子保健の機能強化と健康増進の推進を図るため、機動性のある保健師活動を推進するとともに、地域医療をはじめとする地域資源の確保、育成、関係機関との調整を図ります。	きめ細かな訪問活動、相談活動、啓発・教育活動などの推進
		疾病構造変化※に伴い、特性に合わせたケース対応と他機関連携による支援強化とフォロー強化
		母子保健活動の推進と孤立化防止と不安解消対策及び受診勧奨
4. 感染症予防対策の推進	・感染防止と蔓延防止対策に努めるため、関係法令を遵守した感染症予防対策を推進します。	各種感染症予防事業の推進とフォロー体制の強化
		正しい感染症と予防事業への理解啓発の推進
5. 総合的なサービス体制の検討	・安心して受診できる医療基盤の確立、自己の健康啓発を高めるなどの体制を強化し、総合的健康施策を推進します。	各種予防接種の助成の充実
		健康寿命の延伸を目指した食育・運動機会の提供

※食育：様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てることである。

※疾病構造変化：生活環境の改善、医学・医療の進歩、人口構造の変化に伴って急性感染症は今日非常に少なくなった反面、成人病と総称される慢性退行性疾患が激増していること。

第1節 健康で生き生きと暮らせるまち

2. 地域医療

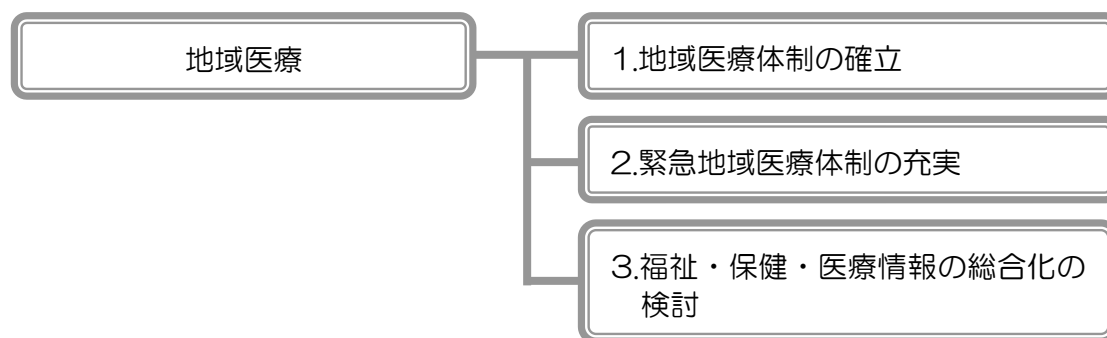
〔現況と課題〕

- 高齢化の進展や生活習慣病による疾病構造の変化などに伴い、医療に関する需要が高まってきているとともに、専門性や高度化が求められるなかで、本町では一次診療※施設9箇所、二次診療※施設1箇所、三次救急※に対する救急救命センターを中心に救急医療への対応を行っているところです。
- 休日診療や夜間診療は茨城西南医療センター病院で対応し、小児に対する休日診療や夜間診療は、小児救急輪番制※にて対応しています。しかし、産科や小児科などの特定診療科目における医師や医療スタッフの不足、地域偏在などが生じてきており、今後、町民が安心して医療を受けることができるよう、医療機関や関係機関との連携を図りながら、地域医療体制や緊急医療体制の充実を、図っていくことが求められます。

〔基本目標〕

- 医療機関や関係機関との連携を図りながら、救急医療などの地域医療体制を充実し、町民が安心して医療を受けられる環境づくりを進めます。

〔施策の体系〕



※一次診療：一般的な疾病や軽度の外傷などに対する診断，治療を行うもので普段の健康管理や疾病の予防なども行う。

※二次診療：特殊な医療を除く，入院治療を主体とした一般の医療。

※三次救急：二次救急まででは対応できない重篤な疾患や多発外傷に対する医療。

※小児救急輪番制：休日や夜間における小児救急患者の医療を確保するために，協力病院が輪番で診療を分担すること。

〔施策内容〕

施策名	施策の方針	主な取り組み
1. 地域医療体制の確立	・ 少子高齢の構造的変化が顕在化する中、きめ細かな地域医療体制の充実を促進します。 ・ 自立社会参加の順応を目指したリハビリ機能の充実、健康づくりや予防発信の拠点施設として、保健センター機能の拡充を図ります。	予防、医療、リハビリまでの一貫した医療体制整備
		一次・二次診療施設と三次医療との連携の推進
2. 緊急地域医療体制の充実	・ 広範な医療体制の充実を進め、夜間・休日の窓口体制、小児医療など診療科目の充実を図ります。	地域における医療の役割及び健康増進事業の推進と啓発
		休日診療及び夜間診療体制の充実
3. 福祉・保健・医療情報の総合化の検討	・ 複雑化するライフスタイルや疾病構造変化に対応するため、関係機関との連携による利用者への情報・支援等のサービス強化に努めます。	三次救急医療体制の充実
		健康管理システムの充実

第2節 一人ひとりを大切に支えあいを育むまち

1. 地域福祉

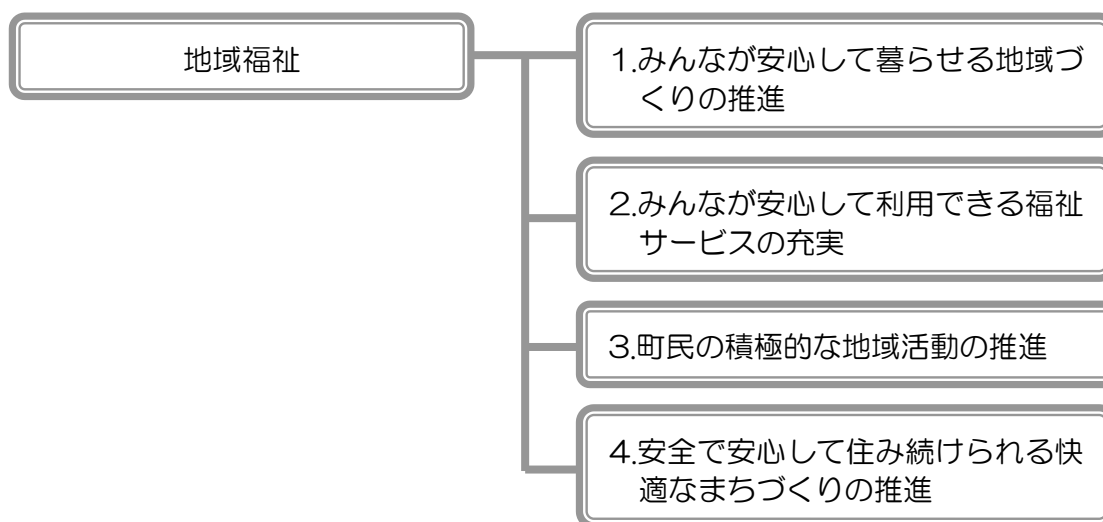
〔現況と課題〕

- 少子高齢化や核家族化の進展，相互扶助機能の低下などから，地域福祉を取り巻く環境は大きく変化してきているなかで，本町では民生委員・児童委員をはじめとして，社会福祉協議会等と連携を図りながら，地域福祉活動としての取り組みを進めています。
- 地域での様々な活動を通じて，高齢者や障害者，子育て中の人など，日常生活に不安や悩みを抱える人々への取り組みを進め，だれもが住みなれた地域のなかで安心して生活できるよう，地域住民が世代間とともに支えあう，地域社会づくりを進めていく必要があります。
- 福祉に対する理解を深め，福祉の心を醸成させるため，周知・啓発を推進するとともに，地域の教育機関や団体などが連携して，福祉教育を推進することが必要です。
- だれもが気軽にボランティアに参加できるよう，ボランティアに関する講座の開催や情報の発信，活動の場と機会の確保など，活動へのきっかけづくりや環境整備を進めることが必要です。
- 高齢化の進展とあわせて，災害時要援護者が増加することが予想されることから，地域福祉の考えを中心とした，地域の防災力の強化が重要となります。

〔基本目標〕

- 町民や福祉団体，ボランティア団体などと行政との協働から，ともに支えあう地域福祉の環境づくりを進めます。

〔施策の体系〕



〔目標指標〕

項 目	現況値 【平成 24 年】	目標値 【平成 29 年】
登録ボランティア団体数	9 団体	15 団体

〔施策内容〕

施策名	施策の方針	主な取り組み
1. みんなが安心して暮らせる地域づくりの推進	・地域全体に地域福祉の考え方が浸透し定着するよう、ふれあい体験やボランティア活動を通じ、地域の相互扶助意識の醸成を図ります。 ・身近な地域における付き合いを深め、普段からの声かけや地域行事への参加を促し、様々な交流の場や機会の充実を図ります。	学校教育や生涯学習などを通じた地域の支えあい意識の啓発
		行政区、子ども会、老人クラブなどの地域活動団体の支援
2. みんなが安心して利用できる福祉サービスの充実	・必要な人に必要な情報が届くような体制づくりを推進し、公的制度などをわかりやすく周知していくための、工夫と充実を図るとともに、各種相談窓口の連携を強化します。	専門機関などとの連携による総合的な相談体制づくり
3. 町民の積極的な地域活動の推進	・ボランティア活動への関心を高め、ボランティアの育成を図り、地域福祉を担う人材の育成を推進します。 ・社会福祉協議会が運営する、ボランティアセンター機能を充実し、新たなボランティアニーズの掘り起こしと、多様なボランティア活動の振興に努めます。	社会福祉協議会の支援
4. 安全で安心して住み続けられる快適なまちづくりの推進	・災害時に支援が必要な災害時要援護者の救護等をスムーズに行うため、ボランティア体制を整備するとともに、要介護の高齢者や障害者に対応可能な避難所の拡大を図ります。 ・民生委員・児童委員との連携による災害時要援護者支援体制の整備に努めます。 ・町民の身近な地域での福祉活動への参加を促進します。	災害時要援護者台帳の整備
		福祉避難所の整備
		民生委員・児童委員協議会の支援
		地域福祉活動への参加促進

第2節 一人ひとりを大切に支えあいを育むまち

2. 児童福祉

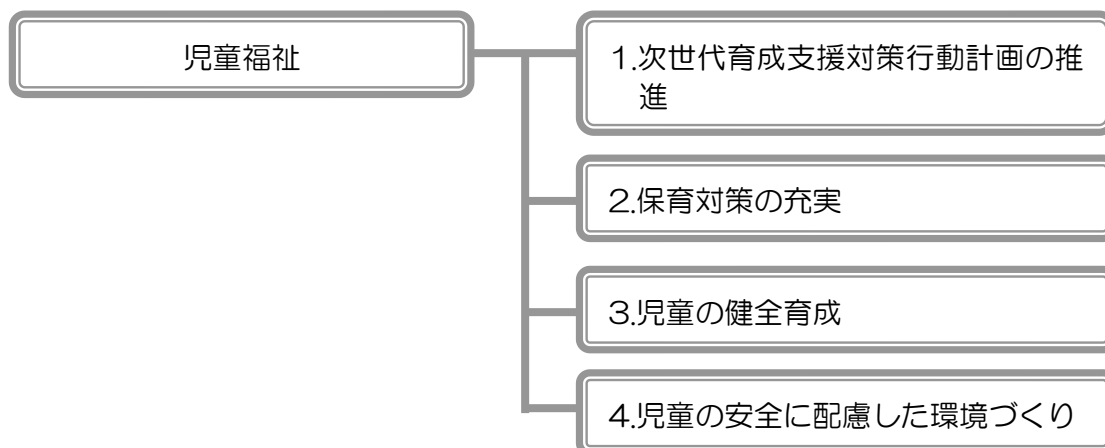
〔現況と課題〕

- 少子高齢化や核家族化の進展，女性の社会参画の増加，地域社会における連帯意識の希薄化・孤立化，家庭での教育力の低下など，子どもたちを取り巻く環境の変化から，保育園等に対するニーズも多様化し，保育サービスをはじめとした支援施策の充実が求められています。
- 本町では，働きながら子育てする人を応援するため，公立保育園2箇所，私立保育園（認定こども園）3箇所が設置され，柔軟な幼児期の就労支援・育児支援を実施，保育ニーズに合わせた一時預かりや特定保育，休日保育，延長保育，障害児保育を実施しているほか，地域の子育て拠点施設を3箇所開設して子育て環境づくりを進めています。
- 今後も，子どもたちを健やかに育ていくため，保育サービスの充実や家族の状況に応じた子育て支援など，安心して子どもを生み育てられる環境づくりを進めていく必要があります。

〔基本目標〕

- 多様な要望に対応した子育て支援を充実していくとともに，子どもを安心して産み育てる環境づくりを進めます。

〔施策の体系〕



〔施策内容〕

施策名	施策の方針	主な取り組み
1. 次世代育成支援対策行動計画の推進	・子どもの人権と主体性を大切にし、一人ひとりの子どもに思いを込め、子どもの健やかな成長を応援します。 ・町民の多様なニーズに応えるよう保育サービスを充実させ、育児と仕事が両立できるよう支援するとともに、地域の子育てネットワークを広げ、相談に乗ったり、話し相手となって精神的負担を和らげ、子育てが楽しくなるよう親の心を支えていきます。 ・地域全体が“さかいの子”の成長とともに喜び、地域の温かい見守りのなかで、子どもや子育て家庭が安全に、そして安心して暮らせるまちを目指します。 ・子育て支援施設の機能強化とともに、子育てサークルへの支援を進めます。 ・地域と家庭が一体となって、子どもを育てる環境づくりを進めます。	地域ぐるみの子育て支援
		親子の健康の確保及び増進
		豊かな人間性を育む教育環境の整備
		良好な生活環境の整備と子どもの安全
		職業生活と家庭生活の両立支援
		子育てサークルへの支援
		子育て支援施設の機能強化
2. 保育対策の充実	・多様な就業形態や保育ニーズに合わせた保育サービスや施設の充実を推進します。 ・保育士の研修や交流を進め、資質の向上を図ります。 ・保育ニーズに対応した障害児保育の充実を図ります。	保育園の充実
		一時預かりの実施
		特定保育※の実施
		延長保育の実施
		休日保育の実施
		通常保育の定員の拡充
		障害児保育の実施

※特定保育：保護者の方が週2～3日程度のパート就労などの理由で子どもを保育できないケース（1カ月おおむね64時間以上）に限り、週2・3日の場合は、1日8時間、週4日の場合は1日4時間の利用といった変則的な保育制度。

施策名	施策の方針	主な取り組み
3. 児童の健全育成	・次世代を担う子どもが、地域のなかで健やかに成長していけるよう、児童の健全な育成環境の充実を推進します。	子ども会育成連合会活動の充実
		子ども会安全共済会の普及
		子ども会育成連合会リーダー育成
		生徒指導連絡協議会「地域組織の連携」
4. 児童の安全に配慮した環境づくり	・次世代を担う子どもたちが、いつまでも本町で安心して暮らせる良好な居住環境を地域ぐるみで推進します。	安全マップ作成・加除
		通学環境の整備
		子どもを守る 110 番の家※の増設
		校外パトロールの実施
		見守り・声かけ活動の推進
		防犯ブザー携帯の推進
		地域自警団組織の推進
		街路灯の設置

※子どもを守る 110 番の家：子どもたちが学校園の登下校や公園などで、痴漢や変質者などから事件に巻き込まれそうになったときに、子どもたちを安全に保護し、学校や警察等への通報にご協力いただいている商店・民家・事業所等のこと。

第2節 一人ひとりを大切に支えあいを育むまち

3. 高齢者福祉

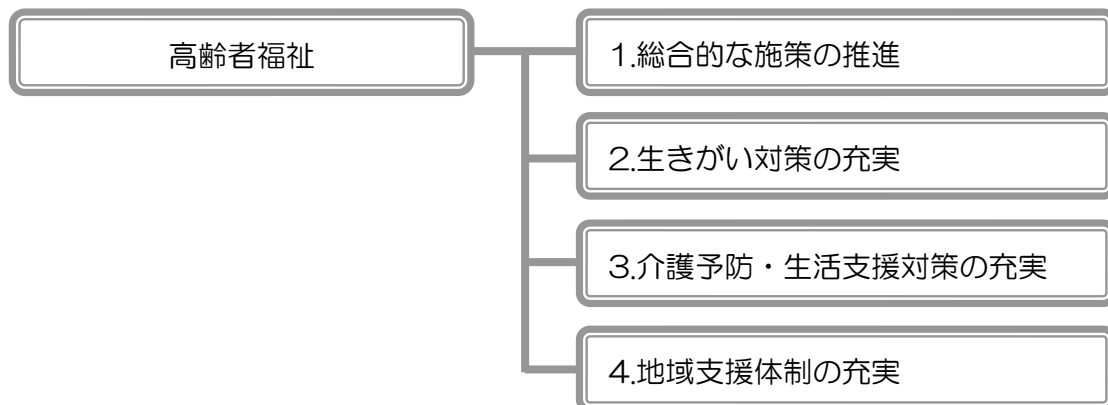
〔現況と課題〕

- 高齢化の進展とともに、認知症高齢者やひとり暮らしの世帯及び高齢者のみの世帯、介護を必要とする世帯の増加など、高齢者を取り巻く環境が変化し、これまで以上に地域社会全体で高齢者を支えていくことが難しくなっています。
- 高齢者が住み慣れた地域で、安心して長寿を迎えられるように、在宅を支援するサービスの充実を図りながら、地域包括支援センター※などを中心として、地域で高齢者を町民相互で支えあう体制づくりや、ひとり暮らしの高齢者や高齢者世帯が、地域で自立した生活ができる支援を進めていく必要があります。
- 高齢者施策の基本となる介護保険事業計画と高齢者福祉計画において、これからの高齢社会における取り組みを、総合的かつ体系的に進めていく必要があります。

〔基本目標〕

- 高齢者を地域で支える体制づくりとともに、福祉サービスの充実を図り、健康で生きがいをもって暮らすことのできる環境づくりを進めます。

〔施策の体系〕



※地域包括支援センター：介護保険法で定められた、地域住民の保健・福祉・医療の向上、虐待防止、介護予防マネジメントなどを総合的に行う機関。

※地域ケアシステム：高齢者、障害者、難病患者など、支援を必要とする方一人ひとりに専門チームによるきめ細かい在宅サービスを提供すること。

※緊急通報システム：ひとり暮らし等の高齢者が、自宅で急病などの緊急事態に陥ったときに警備員が現場に駆けつけ、救助、救急車の要請を行うこと。

※福祉タクシー：一般タクシー事業者が福祉自動車を使用して行う運送や、障害者等の運送に業務の範囲を限定した許可を受けたタクシー事業者が行う運送のこと。

※愛の定期便事業：ひとり暮らしの高齢者の家庭に乳製品を配達し、安否確認、健康の保持、孤独感の解消を図ること。

〔施策内容〕

施策名	施策の方針	主な取り組み
1. 総合的な施策の推進	・境町高齢者福祉計画に基づいた総合的な施策，事業を推進し，高齢者が安心して住み慣れた地域で，老後を楽しく過ごせるような社会の構築を目指します。 ・高齢社会のなかで，様々な援助を必要としている人々が，生き生きと暮らしていける社会づくりを進めるため，保健・医療・福祉サービス等の連携を図ります。 ・敬老祝金を支給し，町民の方にも敬老への関心と理解を深めます。	経済的・環境的な理由の対象者に支援体制の拡充
		地域ケアシステム※の推進
		敬老への関心と理解の推進
2. 生きがい対策の充実	・保健医療行政と連携し，健康自己管理思想の普及を図ります。 ・健康増進のためのグラウンド・ゴルフやゲートボール等のスポーツ活動の振興，各種講座，老人クラブ等の充実を図り，高齢者自らが地域社会の一員として，活動に参加できる環境づくりに努めます。 ・高齢者が気軽に集える地域や居場所づくり等の各種事業を推進します。	老人クラブでの健康体操の推進
		行政区への老人クラブ設立の呼びかけ
		活動内容の充実
		高齢者地域交流事業の推進
3. 介護予防・生活支援対策の充実	・緊急通報システム設置を拡大し，ひとり暮らし高齢者への支援を行います。 ・高齢者の社会的孤立感の解消や要介護状態にならないよう，サービスの充実を図ります。 ・在宅で高齢者等を介護している，家族に対する支援の充実を図ります。	緊急通報システム※の拡充
		介護予防事業の推進
		家族に対する支援の拡充
4. 地域支援体制の充実	・福祉タクシー利用助成により，移動手段の確保に努めます。 ・地域住民が一体となり，「愛の定期便事業※」など，ひとり暮らし高齢者世帯をあたたく見守りながら，生活を支援していく体制づくりを進めます。 ・地域包括支援センターやボランティア，民生委員，児童委員等を中心とした要援護高齢者に対する地域支援体制の充実を図ります。 ・災害時における高齢者への支援体制を整備します。	福祉タクシー※利用助成の拡充
		高齢者等の生活支援と安否の確認の推進
		生活支援の拡充
		災害時要援護者台帳の作成

第2節 一人ひとりを大切に支えあいを育むまち

4. 障害者（児）福祉

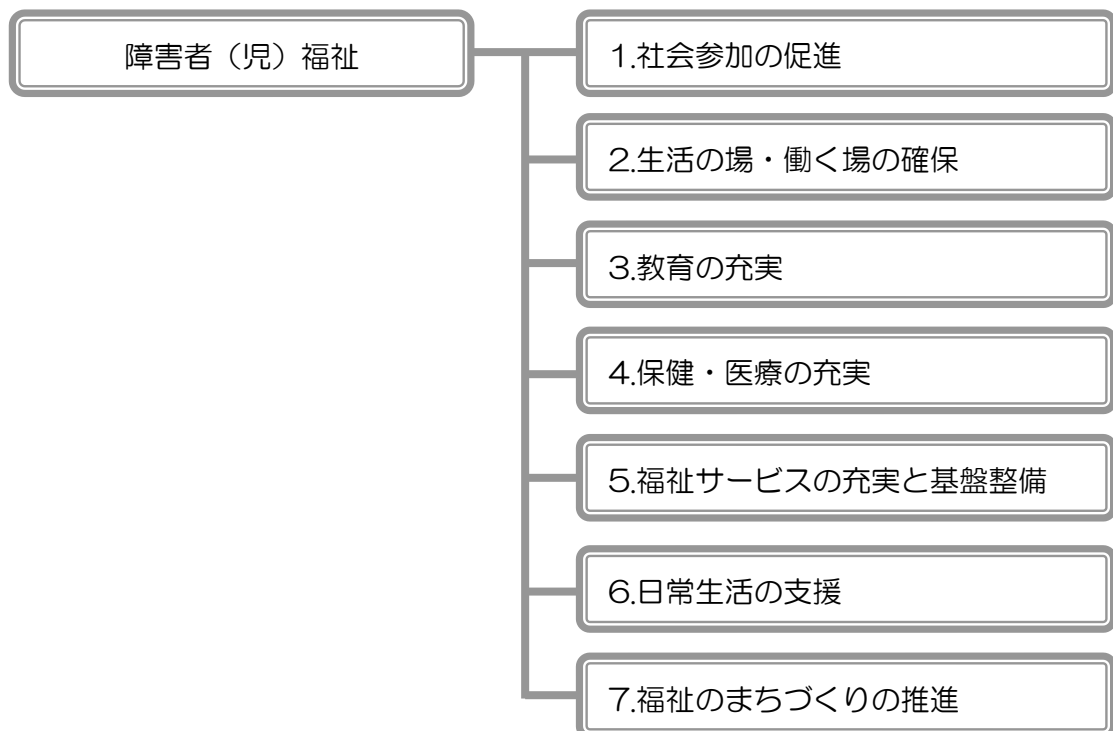
〔現況と課題〕

- 高齢化の進展に伴う疾病や交通事故，社会環境の複雑化に伴う精神疾患などから，障害のある人が増加傾向にあり，障害の重度化・複雑化も進んでいます。本町においても障害者手帳の所持者が，平成23年4月末日現在で1,066人となっています。
- 本町では平成18年の障害者自立支援法に基づき，平成23年度に障害福祉施策の基本的な方向性を取り組みを明らかにした，境町障害者計画・障害福祉計画を策定し各種施策を展開しており，今後も計画目標等の実現に向けた取り組みを，継続して進めていく必要があります。

〔基本目標〕

- 障害のある人が，地域において自立に向けた支援やサービスを受け，生き生きと暮らすことのできる環境づくりを進めます。

〔施策の体系〕



〔施策内容〕

施策名	施策の方針	主な取り組み
1. 社会参加の促進	・障害及び障害者に対する正しい理解を深めるため、広報啓発に努めます。 ・障害福祉サービスや地域行事への、参加等の情報提供を充実します。 ・障害者の社会参加意識の向上に努めます。	境町障害者交流センター「あけぼの会館」の活動
		障害福祉サービスの実施
		障害者スポーツの機会の拡充
		社会参加意識の向上
2. 生活の場・働く場の確保	・地域生活支援事業を障害福祉サービス事業者と連携し、生活の場としての整備を促進します。 ・就労機関との連携及び就労支援に対する意識を高め、働く場の環境整備を促進します。	居住系サービス※の実施
		就労支援体制の充実
3. 教育の充実	・保健、医療、福祉、教育機関の連携による早期療育を実施します。	療養、就学支援の実施
		放課後等デイサービス※や日中一時支援事業の実施
4. 保健・医療の充実	・健康の保持増進や疾病予防のため、保健衛生事業を実施します。 ・保健、医療、福祉、教育機関の連携による支援を進めます。	個々の障害に応じた情報の提供
		発達障害者支援ネットワーク協議会の運営
5. 福祉サービスの充実と基盤整備	・障害福祉サービスの提供体制の確保及びサービスの利用による自立支援と社会参加を一層促進します。	サービス提供事業所との連絡・連携体制の強化とサービス提供者の向上
6. 日常生活の支援	・福祉サービスに関する情報収集や提供する相談窓口を充実します。 ・境町社会福祉協議会と連携して、町民のボランティア活動を促進します。	相談窓口の充実
		ボランティア団体の活動
7. 福祉のまちづくりの推進	・公共施設におけるユニバーサルデザイン※に配慮した、改修・整備を進めます。 ・災害発生時における障害者への支援体制を整備します。	公共施設のバリアフリー・耐震化改修整備
		災害時要援護者台帳の作成

※居住系サービス：夜間における住まいの場を提供するサービスで、共同生活援助、共同生活介護、施設入所支援があります。

※デイサービス：介護を必要とする人が昼間の一定時間、専門の福祉施設で日常生活上の世話や機能・適応訓練などを受けること。

※ユニバーサルデザイン：文化・言語・国籍の違い、老若男女といった差異、障害・能力の如何を問わずに利用することができる施設・製品・情報の設計。

第2節 一人ひとりを大切に支えあいを育むまち

5. ひとり親福祉

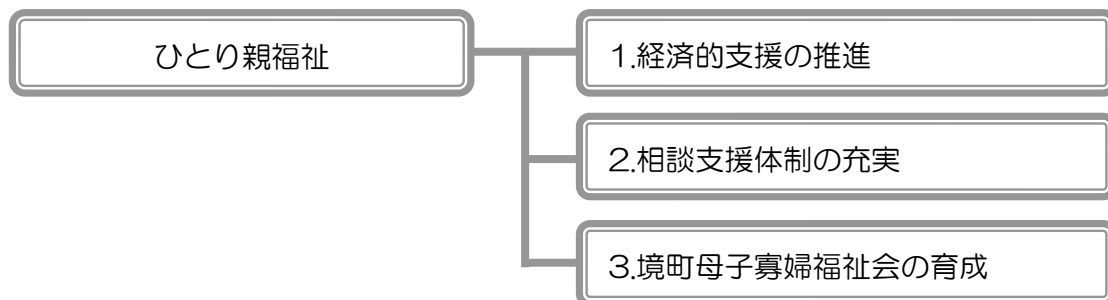
〔現況と課題〕

- 本町におけるひとり親家庭（母子家庭・父子家庭）は、病気や事故に加えて離婚などから年々増加の傾向にあり、生活の維持や子どもの養育費などの様々な問題を抱え、経済的にも精神的にも負担が大きくなっています。
- 県の制度である、ひとり親家庭への経済的な保障制度や母子家庭への貸付金制度での就業支援を活用しながら、今後もひとり親家庭の自立に向けた取り組みを、進めていく必要があります。

〔基本目標〕

- ひとり親家庭の自立に向けた生活の安定と、子どもの健やかな成長に向けた支援を進めていくため、県の関係機関と連携しながら、様々な問題等に対応できる相談支援体制の充実を図ります。

〔施策の体系〕



〔施策内容〕

施策名	施策の方針	主な取り組み
1. 経済的支援の推進	・ひとり親家庭の自立に向けた、各種手当の給付や支援サービスを充実し、自立を支援します。	児童扶養手当の支給
		母子福祉資金貸付制度の活用支援
2. 相談支援体制の充実	・関係機関と連携を図り、相談支援体制の充実に努めます。	県自立支援員と連携した相談業務の実施
3. 境町母子寡婦福祉会の育成	・母子家庭や寡婦の方の精神的、経済的不安等に対する援護体制として、境町母子寡婦福祉会の育成を図ります。	境町母子寡婦福祉会への支援

第3節 互いに支えあう福祉のまち

1. 国民健康保険

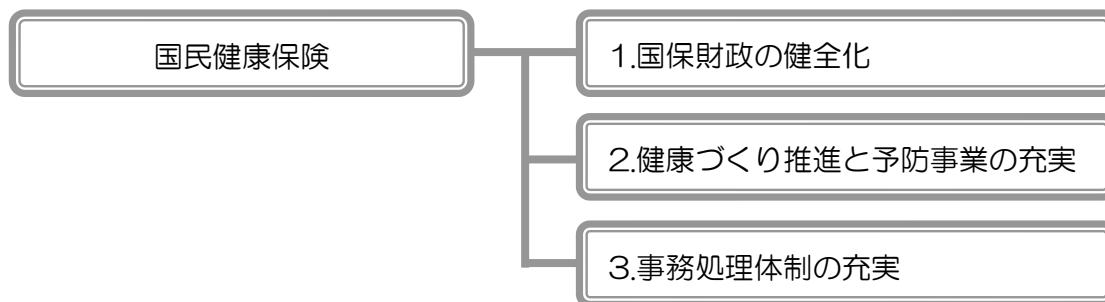
〔現況と課題〕

- 国民健康保険は、我が国の皆保険制度の基礎として、不可欠な医療保険制度となっており、本町では、平成24年3月末日で4,643世帯、9,920人と、全世帯の58.1%、総人口の39.1%を占めています。
- 今後も制度の改正などに適正な対応を図りながら、改めて国民健康保険制度の周知や啓発を図り、制度の適切な運営に努めていく必要があります。

〔基本目標〕

- 国民健康保険制度の健全化を図るため、町民の健康づくり活動を通じた、医療費の削減や負担の適正化に努め、特定健康診査や人間ドックの実施などによる、疾病の早期発見及び予防を進め、制度の適正な運用と財政基盤の強化に努めます。

〔施策の体系〕



〔施策内容〕

施策名	施策の方針	主な取り組み
1. 国保財政の健全化	安定した国民健康保険財政を確立します。	被保険者の資格点検
		レセプト※内容の点検
		給付発生原因の把握
2. 健康づくり推進と予防事業の充実	- 特定健康診査の実施や人間ドック受診への補助を進め、医療費の抑制に努めます。 - 広報紙やホームページを通じて、健康づくりに関する、様々な情報の収集及び発信を進めます。	特定健康診査
		人間ドック補助
3. 事務処理体制の充実	電算処理システムの充実とともに、情報ネットワーク化を進めます。	国保システム※電算処理
		保険者事務共同電算処理
		保険給付支払事務

※レセプト：患者が受けた診療について、医療機関が保険者（市町村や健康保険組合等）に請求する医療費の明細書のこと。

※国保システム：国保連合会及び保険者業務の効率化，保険者支援機能の充実と強化，利便性の向上等を目的とする。

第3節 互いに支えあう福祉のまち

2. 介護保険

〔現況と課題〕

- 急速な高齢化の進展に伴い、団塊の世代が65歳を迎える平成27年には、4人に1人が高齢者になると予測されているなかで、本町の将来推計では、平成26年に高齢者人口が6,230人に達し、高齢化率は24.8%になると見込まれています。
- 急速な高齢化に対応していくため、平成12年度から介護保険制度が施行され、社会全体で支える取り組みとしてスタートし、基盤の整備や利用者の増加などから制度として定着してきている一方で、介護給付費の増加や給付の適正化、サービスの質に関する問題なども生じており、制度としての継続とともに、問題の解決に取り組んでいく必要があります。
- 本町では、平成12年度から「いつまでもやすらぎとやさしさを感じて暮らせるまち」を基本理念として、介護保険事業計画と高齢者福祉計画を一体的に策定し、健康づくりや社会参加の促進を図るとともに、保健・福祉の連携強化によるサービスの向上に取り組み、高齢者が住み慣れた地域で、安心して自立した生活を営むことができるよう、高齢者を地域全体で支えていく体制づくりや支援の充実が求められています。
- 介護保険や介護予防、医療との連携、生活支援、高齢者にふさわしい住まいの提供などのサービスを、一体的かつ継続的に提供する「地域包括ケア※」の考え方を理念に置きつつ、高齢になっても可能な限り社会とかかわりながら、元気で生き生きと毎日が過ごせるための健康づくりや介護予防事業に重点を置き、安心してサービスが利用できるよう、適正かつ円滑な運営ができるような取り組みを、進めていくことが必要となっています。

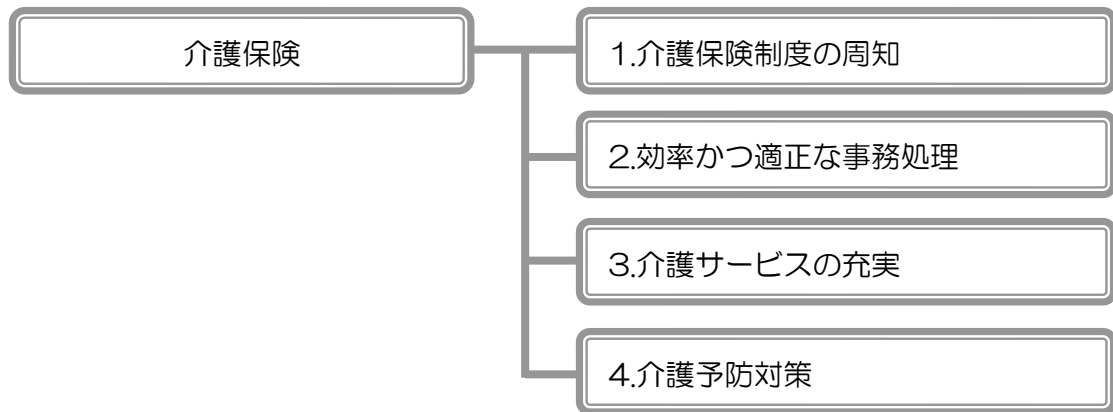
〔基本目標〕

- 高齢者が地域の一員として、様々な社会参加やその能力を発揮できるほか、だれもが住み慣れた地域で、安心して自立した生活ができる、地域づくりを進めます。

※地域包括ケア：地域住民に対し、保健サービス(健康づくり)、医療サービス及び在宅ケア、リハビリテーション等の介護を含む福祉サービスを、関係者が連携、協力して、地域住民のニーズに応じて一体的、体系的に提供する仕組み。

※ケアマネジメント：主に介護等の福祉分野で、福祉や医療などのサービスと、それを必要とする人のニーズをつなぐ手法のこと。

〔施策の体系〕



〔施策内容〕

施策名	施策の方針	主な取り組み
1. 介護保険制度の周知	・ 介護保険制度を正しく理解してもらい、住み慣れた地域で、安心して老後も過ごすことができるよう、サービスの内容などについて、広報紙やパンフレット等による PR 活動や相談体制の充実を図ります。	広報紙等による PR の推進
2. 効率かつ適正な事務処理	・ 要介護者等が、すみやかに希望に沿ったサービスが利用できるよう、認定のための訪問調査や審査会の事務処理の効率化を進めます。	支援事業者への委託推進 窓口での調査日の早期決定
3. 介護サービスの充実	・ 介護が必要な高齢者については、介護保険を柱として、きめ細かな介護サービスを行います。 ・ 介護が必要になっても、できる限り住み慣れた地域や家庭で、保健・医療・福祉のサービスを、総合的に利用し、自立した生活が送れるような、体制づくりを進めます。 ・ 要介護者のニーズに沿ったサービス基盤の整備を進めます。 ・ 介護の担い手となる保健師や介護支援専門員（ケアマネージャー）などの人材育成に努め、適正な介護サービスの提供を図ります。	包括的・継続的なケアマネジメント※の推進 保険・医療の連携の推進 地域ケア会議の推進
4. 介護予防対策	・ 地域包括支援センターの充実を図り、地域支援事業や介護予防事業の実施により、要介護状態に移行する高齢者を抑制する施策の充実及び要介護状態になっても、住み慣れた地域で老後を楽しく暮せるような、社会の構築と高齢者が地域で、安心して暮らせる体制を確立します。	介護予防の推進

第3節 互いに支えあう福祉のまち

3. 後期高齢者医療

〔現況と課題〕

- 高齢化の進展や医療費の増加など、高齢者医療を取り巻く状況は年々厳しさを増してきています。そのため、後期高齢者医療制度は、茨城県後期高齢者医療広域連合と密接な連携を図りながら、円滑な運営を進めております。
- 高齢者が将来にわたり、安心して医療を受けられるよう、着実な収納対策の実施などによる財政健全対策や保健事業の実施など、医療費の適正化のための取り組みなどの充実を図り、効率的で安定した制度運営に努めていく必要があります。

〔基本目標〕

- 高齢者の健康を守るための健康づくりや疾病の予防事業を推進しながら、医療費の伸びを抑制するとともに、医療費に対する正しい知識の啓発を図り、適正な受診を働きかけていきます。

〔施策の体系〕



〔施策内容〕

施策名	施策の方針	主な取り組み
1. 適正な後期高齢者医療制度の推進	・ 広域連合と連携し、保険料の適正な賦課、徴収に努めるとともに、健康診査を実施し、疾病を早期発見し、適正な治療の促進から、健康の維持・増進を図ります。 ・ 各種申請の受付などの窓口業務及び制度等の周知に広報活動を実施します。	保険料の適正な賦課と徴収
		健康診査の実施
		新規該当者に対する制度等の周知

第3節 互いに支えあう福祉のまち

4. 国民年金

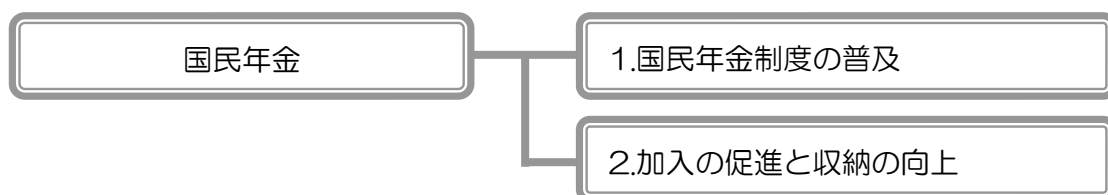
〔現況と課題〕

- 国民年金制度は、全ての国民が安定した生活を送ることができるよう、世代間でお互いに助けあう仕組みとして、健全な老後の生活を維持するための重要な制度であり、少子高齢化の急速な進展と厳しい経済見通しにより、年金制度に対する将来の不安感、若年層の年金離れなどから、国民年金を取り巻く状況は厳しくなっています。
- 国民年金に係る事務は、国で行い、市町村は法定受託事務を行うなかで、各種届出や裁定請求、相談については下館年金事務所への内容照会が必要であり、時間も要することから、来訪者への的確な対応が求められています。
- 将来にわたる老後の所得保障の基盤となる、公的年金制度としての重要性を周知していくとともに、今後も日本年金機構や下館年金事務所などの関係機関との協力・連携を図りながら、適切な窓口案内や的確な事務処理を行い、無年金者の発生防止にも努めていく必要があります。

〔基本目標〕

- 町民が健康で安心した老後の生活を送ることができるよう、下館年金事務所などの関係機関との協力・連携のもと、無年金者を出さないよう、国民年金制度の周知・普及に努めます。

〔施策の体系〕



〔施策内容〕

施策名	施策の方針	主な取り組み
1. 国民年金制度の普及	年金受給・保険料免除など、制度の普及や相談業務の充実を図り、受給権者の有無や保険料の納付月数など必要な情報を提供し、国民年金制度の円滑な運営を推進します。	下館年金事務所と協力連携のもと、年金受給・保険料の免除など国民年金制度の理解浸透と適切な運用
2. 加入の促進と収納の向上	- 広報紙やパンフレットなどにより、国民年金制度の内容について、周知徹底し理解を深め、未納者対策と未加入者の加入促進を図ります。 - 学生納付特例制度※や免除制度の周知を図り、未納者及び無年金者の解消に努めます。	広報紙によるPR・パンフレット等を活用し、国民年金制度の周知・普及の促進

※学生納付特例制度：学生の方で、本人の前年所得が一定額以下の場合に、申請することで、保険料の納付が猶予される(待ってもらえる)制度。

第3節 互いに支えあう福祉のまち

5. 生活保護

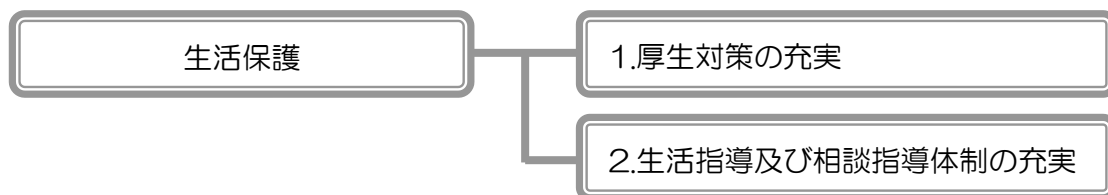
〔現況と課題〕

- 生活保護法は日本国憲法第25条に規定する理念に基づき、国が生活に困窮する全ての国民に対し、その困窮の程度に応じて必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的としています。
- 社会情勢の変化から、生活基盤の弱い母子世帯、高齢者、傷病・障害者に対する生活支援と指導援助の必要性が高まるなかで、母子相談や民生委員、主任児童委員及び関係機関と連携を図り、相談・指導援助、保健・医療・福祉等の各種制度及び各種補助事業を実施してきており、今後も継続して取り組みを進めていく必要があります。
- 本町における生活保護世帯は、平成19年4月に82世帯124人であったものが、平成23年4月に108世帯139人（人口千人当たりの保護者数は5.5人）と増加傾向にあり、今後も母子世帯に対する養育不安の解消、稼働環境の整備、障害者等に対する社会復帰の支援策等の問題の対応を図りながら、低所得者の生活意欲の助長や自立に向けた各種制度等の充実など、効果的な運用に努めていく必要があります。

〔基本目標〕

- 生活保護世帯の経済的・精神的な自立を促すため、適正な保護の実施とともに、生活指導・相談の充実・強化を進め、生活保護世帯の自立の助長に努めます。

〔施策の体系〕



〔施策内容〕

施策名	施策の方針	主な取り組み
1. 厚生対策の充実	・ 社会福祉協議会が実施する制度の充実に図ります。	歳末助けあい事業
		生活福祉資金制度
	・ 就労能力のある者（世帯）については、県民センターと連携し、職業安定所等で、自立のための助言指導を図ります。	住宅手当制度
		就労支援制度
2. 生活指導及び相談指導体制の充実	・ 多様化するニーズに対応するため、専門的知識を持った担当職員が関係機関と連携し、生活指導・相談体制の充実に図ります。	生活保護相談の実施
		生活相談の実施